

第1回嬉野市議会臨時会議案

平成28年1月19日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
1	平成28年1月19日	専決処分（第1号）の報告について	1

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
1	平成28年1月19日	専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）	3
2	〃	専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）	6
3	〃	専決処分（第4号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）	9
4	〃	平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）	別冊

報告第1号

専決処分（第1号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年1月19日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

議案第1号

専決処分（第2号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年1月19日提出

嬉野市長 谷口 太郎

理由 地方税分野における個人番号・法人番号の利用について、一部の手続における個人番号の利用の取扱いが見直されたことに伴い、条例の一部を改正し、平成28年1月1日から施行する必要があった。

専決処分第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第41号

嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第2号

専決処分（第3号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年1月19日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税分野における個人番号・法人番号の利用について、一部の手続における個人番号の利用の取扱いが見直されたことに伴い、条例の一部を改正し、平成28年1月1日から施行する必要がある。

専決処分第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第40号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第42号

嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別記様式の改正規定中

「申請者 住所_____

氏名_____㊞

個人番号又は

法人番号_____」

「申請者 住所_____

氏名_____㊞

法人番号_____」

を

に

改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第3号

専決処分（第4号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年1月19日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税分野における個人番号・法人番号の利用について、一部の手続における個人番号の利用の取扱いが見直されたことに伴い、条例の一部を改正し、平成28年1月1日から施行する必要がある。

専決処分第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第35号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第43号

嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち嬉野市国民健康保険税条例第26条第2項第1号の改正規定を削る。
附則第1項ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。